

健(検)診だより



令和3年度も、6月から健康診査を実施する予定です。

集団で受けられる健診は、**一般的な健康診査、各種がん検診**となります。詳細は、町広報紙・ホームページ・回覧等で最新の情報をご確認ください。

1 一般的な健康診査

対 象	内 容 等
40歳～74歳の 茨城町国民健康保険被保険者	特定健診（メタボリックシンドロームの早期発見） ▶内容 問診・身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査・心電図 ・眼底（両眼）・貧血検査 ▶費用 1,000円 【問合せ先】 保険課
後期高齢者医療制度加入者 満75歳以上の方 ★注意★ 今年度75歳になる方は健診受診日が誕生日前と後では健診内容が異なります。	後期高齢者健診 ▶内容 問診・身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査 追加項目有り ▶費用 無料。ただし、追加項目は有料 【問合せ先】 保険課
19歳～39歳の方 ※職場などで健診機会のない方	生活習慣病予防健診（メタボリックシンドロームの早期発見） ▶内容 問診・身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査・心電図 ・眼底（両眼）・貧血検査 ▶費用 1,000円 【問合せ先】 健康増進課
40歳～74歳の 社会保険被扶養者 ★注意★ 社会保険のご本人は受診できません。 お勤め先の健診を受けましょう。	特定健診（メタボリックシンドロームの早期発見） ▶内容 問診・身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査 ※ご加入の医療保険により受診の可否、健診の内容が異なります。 ▶費用 ご加入の医療保険により異なります。 【問合せ先】 各医療保険者

■受診券を送付します 本年度の受診券は、該当世帯ごとに 6月上旬 に郵送します。届かないときはお問い合わせください。	■受診時の持ち物 <input type="checkbox"/> 受診券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 自己負担金 <input type="checkbox"/> 予約票 <input type="checkbox"/> その他指定されたもの	■自覚症状がある方へ 健(検)診を待たずに、早めに医療機関を受診してください。
■他市町村へ転出した場合 茨城町の健(検)診は受けられません。転出先の市町村にご確認ください。	■健(検)診は1年度に1回 受診は、各健(検)診とも年度内(4～3月)に1人1回です。医療機関を変えても年度内は再受診できません。また、人間ドックを受けた方(受ける予定の方も含む)は、同じ年度内に健診を受けることができません。	■精密検査が必要な方 がん以外にも精密検査が必要となる場合があるため、速やかに受診しましょう。 結果票が紹介状となりますので、結果票をもって検査のできる病院で受診してください。なお、精密検査は有料です。
■無料クーポン（令和3年度より対象年齢が変更になる予定です。ご理解願います。） 町では一定の年齢や健康世帯に無料クーポン券を発行しています。 無料クーポン券（子宮頸がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健診）は、該当する方に直接郵送しています。		

介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険制度は、介護が必要な方や介護する家族の負担を社会全体で支えることを目的に作られ、その費用は40歳以上の方の保険料、国や県、町による公費（税金）で賄われています。

65歳以上の方の介護保険料の納入については、年金から天引きされる特別徴収か、納付書または口座振替で納める普通徴収の方法となります。

保険料を滞納すると、未納期間に応じて介護サービスを一時的に使えなくなったり、本来1割または2割で済む自己負担が上がったりする場合があります。

1年間 滞納した場合	支払い方法が変更されます サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません（9割または8割相当分は未納解消後、町から払い戻されます）。
1年6か月 滞納した場合	保険の給付が一時差し止められます 町から払い戻されるはずの自己負担（9割または8割相当分）の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。
2年以上 滞納した場合	給付額が減額されます 本来1割または2割である利用者負担が3割または4割に引き上げられ、かつ高額介護サービス費等が受けられなくなる場合があります。

介護保険料を滞納することでご本人やご家族の負担が大きくなる場合があります。皆さんが納付した介護保険料は、介護サービスの貴重な財源となっています。保険料は必ず納めましょう。

納め忘れを防ぐために便利な口座振替をご利用ください。

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407(直通)

ふれあいサロン(視覚障害当事者相談)開設のお知らせ

視覚障がいを持つ当事者が相談員となり、地域で生活している経験を活かして、見えにくい・見えないう方のさまざまなご相談をお受けしています。

一人だけ、ご家族だけで悩まずに、お気軽にご相談ください。

- ▶日 時 毎月第3水曜日 午後1時30分～
- ▶場 所 茨城県立視覚障害者福祉センター2階
(〒310-0055 水戸市袴塚1-4-64)
- ▶対 象 県内にお住まいの視覚障がい者とその家族、視覚障がい者を支援等する立場にある方など

今後の予定

4月21日(水) 午後1時30分～
 5月19日(水) 午後1時30分～
 6月16日(水) 午後1時30分～
 ※変更する場合があります。
 事前に電話等でご確認ください。

【問合せ先】 茨城県視覚障害者協会 ☎ 029-221-0098